

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に「神栖市スポーツ振興基本計画」を策定し、「市民ひとり・1スポーツのまち」をキャッチフレーズに「みんなで築く 生涯スポーツ都市 かみす」の将来像の実現を目指して、これまで各種施策・事業を推進してきました。また、平成27年3月には、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間を計画期間とする「神栖市スポーツ振興基本計画後期計画」を策定しました。

後期計画においては、平成31年度（令和元年度）が計画期間の最終年度を迎えることから、令和2年度を初年度とする、令和11年まで10年間の「第2期神栖市スポーツ振興基本計画」を策定するものです。

さて、平成31年度（令和元年度）は、第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体2019」が開催され、県内各地で多くの競技大会が行われました。（第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会2019」は、台風19号の接近に伴い全日程中止となりました。）本市においては、正式競技としてテニス（於：神栖海浜庭球場）、カヌースプリント（於：神之池特設カヌー競技場）、公開競技として、グラウンド・ゴルフ（於：神栖中央公園）が行われ、盛況のうちに幕を閉じました。

ラグビーワールドカップ2019では、激戦を戦い抜いた日本代表チームが見事ベスト8に名乗りを上げました。『ONE TEAM（ワンチーム）』をスローガンとして掲げた日本代表の躍進は、日本国内だけでなく世界各地でも大きな感動を与えました。また、昨今の日本スポーツ界は成長著しく、世界最高のパフォーマンスを期待されている選手が日々努力を重ねています。令和2年には、来たる「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、近隣の茨城県立カシマサッカースタジアムでのサッカー競技の実施が決定しており、スポーツに対する機運がますます高まっています。

本計画の策定にあたっては、このようなスポーツに対する機運の上昇とともに、国のスポーツ基本計画や県のスポーツ推進計画、本市の総合計画や関連計画との整合性を図りながら、市民や市内スポーツ団体の意向も踏まえたうえで、誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる豊かでうるおいのあるスポーツ社会の実現と、スポーツツーリズムの推進により活気のあるまちづくりを目指して「第2期神栖市スポーツ振興基本計画」を策定します。

2. 国・県・市の動き

(1) 国の動き

●スポーツ立国戦略 2010 年策定

スポーツ立国戦略の 目指す姿	新たなスポーツ文化の確立 ～すべての人々にスポーツを！ スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～
基本的な考え方	1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視 2. 連携・協働の推進
5つの重点戦略	① ライフステージに応じたスポーツ機会の創造 ② 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化 ③ スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出 ④ スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上 ⑤ 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

●第2期スポーツ基本計画

スポーツ基本計画は、「スポーツ基本法」第9条第1項の規定に基づき策定され、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって、スポーツ立国の実現を目指す上での指針となるものとして、策定されました。

第2期スポーツ基本計画は平成29年度から令和3年度の5年間を計画期間として策定しています。

◆スポーツ基本法（抜粋） 2011年制定

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

◆ 第2期スポーツ基本計画のスポーツ政策の基本方針

計画期間	平成29（2017）年度～令和3（2021）年度
中長期的なスポーツ政策の基本方針	～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～ 1. スポーツで「人生」が変わる！ 2. スポーツで「社会」を変える！ 3. スポーツで「世界」とつながる！ 4. スポーツで「未来」を創る！
今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策	1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 3. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 4. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

◆ 障害者活躍推進プラン

平成31年4月に文部科学省から「障害者活躍推進プラン」の概要が示されました。これは、「共生社会」の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、以下のとおり積極的に進めるべき6つの政策プランからなっています。その中で、政策5として「障害のある人のスポーツ活動を支援する」を掲げ、障害のある人がスポーツをする環境の整備や拠点の整備、スポーツ観戦のしやすさの向上を推進することとしています。

障害者活躍推進プラン内容

- 政策1 障害のある人とともに働く環境を創る
- 政策2 発達障害等のある子供達の学びを支える
- 政策3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する
- 政策4 障害のある人の文化芸術活動を支援する
- 政策5 **障害のある人のスポーツ活動を支援する**
- 政策6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化

- ① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備
＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞
- ② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備
＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞
- ③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上
＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

(2) 県の動き

● 「茨城県スポーツ推進計画」～いきいき茨城スポーツプラン～

茨城県においては、平成16年に「茨城県スポーツ振興基本計画」を策定し、平成21年に改訂しています。その中で、地域スポーツ、学校体育・スポーツ、競技スポーツ、県営スポーツの整備の4つの視点でスポーツの振興に取り組んできました。

また、平成26年度には、平成27年度から平成31年度までの5か年の次期計画となる「茨城県スポーツ推進計画～いきいき茨城スポーツプラン～」を策定し、計画期間の最終年度となる平成31年に開催された国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の開催に向け、競技力の向上とともに県内各地域のスポーツ推進に向け、取り組んできました。

計画期間	平成27年度～平成31年度
基本理念	活力と生きがいのある生涯スポーツ社会の形成
基本方針と 具体的施策	<p>【基本方針1】 学校における子供の体育・スポーツの充実 【具体的施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校における体育活動の充実 2 運動部活動の充実 3 幼児期における運動の充実 <p>【基本方針2】 ライフステージに応じた県民の運動やスポーツ活動の推進 【具体的施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージに応じた運動やスポーツ活動の機会の充実 2 運動やスポーツ活動を通じた交流の機会の創出 <p>【基本方針3】 国内外で活躍する本県選手の育成と強化 【具体的施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 競技力向上対策の推進 2 障害者スポーツの推進 <p>【基本方針4】 スポーツ環境の整備と充実 【具体的施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ機会の充実 2 指導者の育成・活用とスポーツボランティアの養成・活用 3 障害者のスポーツ環境の充実

(3) 市の動き

●第2次神栖市総合計画 かみす共創まちづくりプラン

市の最上位計画である「第2次神栖市総合計画 かみす共創まちづくりプラン」(2018年度～2022年度)は、将来にわたって、市民が夢と希望を持ち、安心して暮らせる元気なまちを目指して、その実現に向けた新たなまちづくりの指針として策定しています。

その中で、分野別計画の「人を育み若者を育てるまちづくり」において、スポーツ振興に関わる施策として、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」と「スポーツ・レクリエーション施設の充実」が触れられています。

① スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策	概要・方向
指定管理者制度の効果的活用	○スポーツ施設の管理・運営や市民のニーズに応えるスポーツ教室などを企画運営することにより、関係団体の育成、スポーツ活動の支援を図るとともに、施設の有効利用を促進します。
関連団体の支援	○スポーツを愛好する個人や団体活動の振興を図るため、体育協会や地域スポーツクラブなど、各種スポーツ大会や教室を自主的に企画運営するスポーツ団体の活動を支援します。
指導者の人材確保・育成	○地域コミュニティ活動や競技力の向上に欠かすことのできない指導者については、指導者育成研修会への参加支援などとおして、人材の確保と育成に努めます。
新たなスポーツの導入	○関係機関や団体と連携・協力し、子ども、高齢者、障がいのある方も心身の健康と体力づくりにつながり、楽しみながら継続できる新たなスポーツ種目の導入を検討します。

② スポーツ・レクリエーション施設の充実

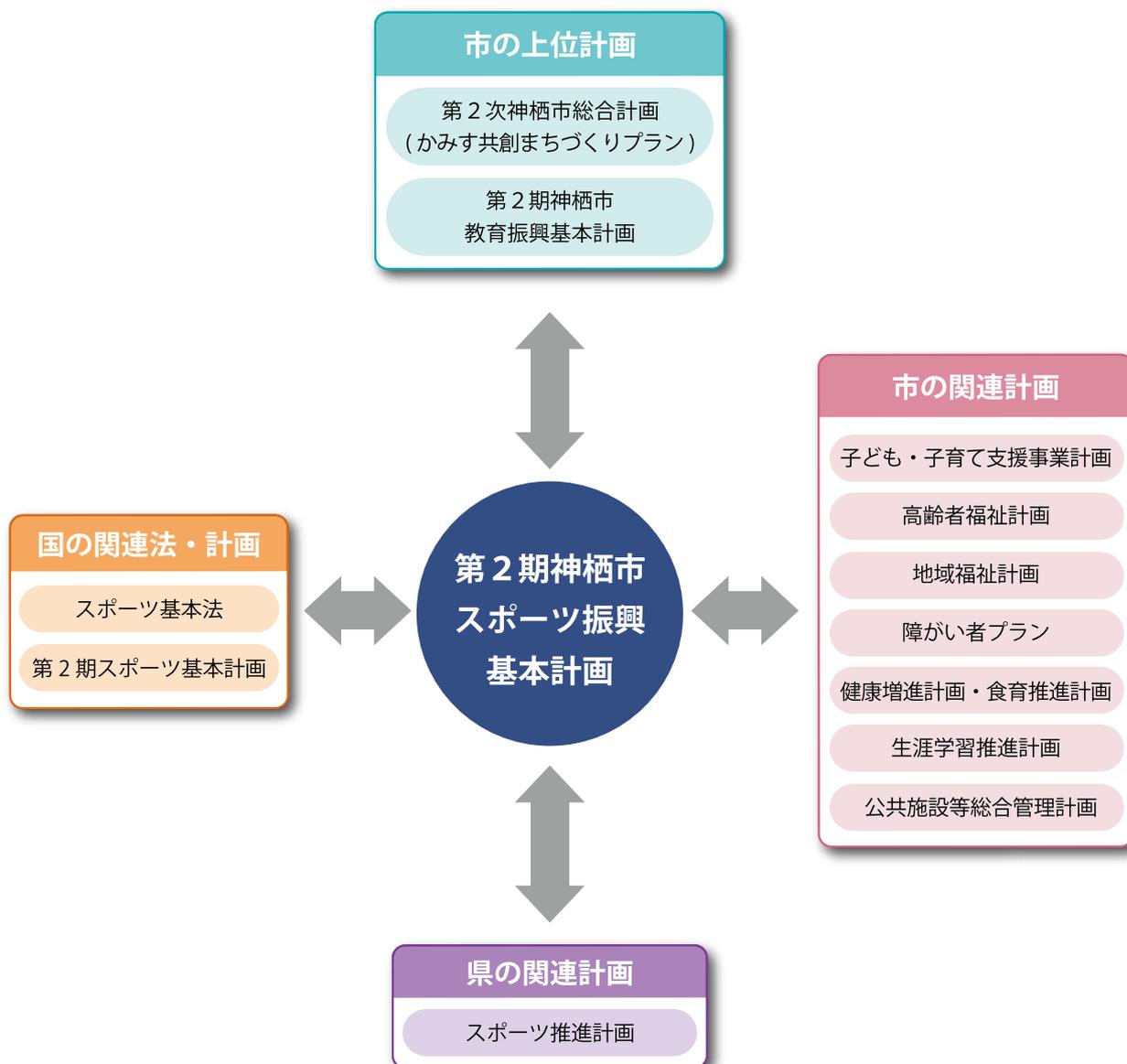
施策	概要・方向
施設の充実と利用促進	○市民が快適に安心して利活用できるよう、施設の充実と計画的な整備を図ります。 ○市民の日常スポーツ活動に加え、多様なイベントに対応できるスポーツ活動拠点の整備を進めます。 ○指定管理者制度を効果的に活用し、市民のニーズに即した利用促進を図ります。
学校体育施設の効果的な活用	○スポーツサークルや地域コミュニティ活動を支援するため、より身近な学校体育施設の効果的な活用を推進します。

3. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第2次神栖市総合計画(かみす共創まちづくりプラン)」及び「第2期神栖市教育振興基本計画」や他の関連計画との整合性を図るとともに、平成23年6月に制定された「スポーツ基本法」並びに国の「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月策定)や茨城県の「スポーツ推進計画」(平成27年3月策定)の趣旨を踏まえ、市のスポーツ振興や方向性、取り組み内容を計画的に推進するための指針を示すものです。

〈上位計画・関連計画との関係図〉



(2) 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和11年度までの10年間を計画期間とします。また、中間年度に当たる令和6年度に見直しを実施するものとします。

〈計画の期間〉

平成									令和											
22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
神栖市スポーツ振興基本計画（H22-26）					神栖市スポーツ振興基本計画（後期計画）（H27-R元）															
									第2期神栖市スポーツ振興基本計画（R2-11）											

